

[事案 28-188] 新契約無効請求

・平成 29 年 3 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

1 か月の間に 5 つの契約を締結させられたとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの（注：事案 28-189 と申立人、募集人は同一）。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した変額個人年金保険（本契約）およびその他の 4 契約（終身介護保障保険、総合医療保険、終身がん保険、生前給付終身保険）を無効とし、既払込保険料（合計約 5,200 万円）を返還してほしい。

- (1) 契約締結の際、募集人から、「元本割れしない。運用 2%」などの虚偽説明をされ、契約に至った。
- (2) 配偶者が死亡した後、精神的に混乱し、判断能力が低下していた自分に、1 か月の間に 5 商品の契約で保険料約 5,200 万円を振り込ませた募集人の不適合契約により、経済的損失を受けた。
- (3) 本契約は、自分のニーズではなく、募集人が自身の営業成績のために設計したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険設計書、商品パンフレット、契約締結前交付書面等を用いて重要事項を含む商品内容を説明しており、これらの資料には、契約時に初期費用が控除されることや、運用成果に応じて年金・解約返戻金等が変動することが明記されている。
- (2) 募集人は、申立契約の申込みに至るまで少なくとも 9 回以上、申立人に面談し、日常生活の悩みにも相談に乗りながら、複数パターン of 設計書を交付し、最終的に申立人のニーズに適合する契約内容を設定している。
- (3) 申立人は、独立系ファイナンシャルプランナーから変額保険商品の提案を受けたものの、勧められたまま加入することはせず、自ら募集人に問い合わせた上で相談する等、その行動は積極的かつ合理的であり、申立契約の申込みに至るまでの面談時の状況に照らすと、申立人において判断能力が低下していたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時において募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、本契約の申込時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による虚偽説明や不適正な行為があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。